

福祉用具・住宅改修

現状・課題

1. 福祉用具に関する基本的考え方

福祉用具は、利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善を図り、状態の悪化の防止に資するとともに、介護者の負担の軽減を図る役割を担っている。

2. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の価格

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の価格は、貸与・販売事業者がその運営規程において定めているが、価格の設定に当たっては、通常、製品価格のほか、計画書の作成や保守点検などの諸経費が含まれている。

しかしながら、貸与・販売価格の設定が事業者の裁量によることから、同一製品であっても、平均的な価格と比べて非常に高価な価格請求が行われているケースが存在しているとの指摘があり、これまで貸与価格については、

- ・ 平成21年度より、保険者が国保連合会の介護給付費データを活用し、同一製品の貸与価格幅等が記載された介護給付費通知を発出することを可能としたほか、
- ・ 平成26年3月より、（公財）テクノエイド協会が国保連合会から、種目別の全国平均価格と全国最頻価格（実勢値）の提供を受け、製品情報と合わせてホームページ上で公開する運用の開始、
- ・ 平成27年度より、複数の福祉用具を貸与する場合において、事業者は一定のルールの下、都道府県等に届け出ている福祉用具の価格よりも減額して貸与することを可能とすること、といった取組を行ったところである。

なお、一部の自治体においては、福祉用具貸与適正化のため独自に価格を公表するなどの取組を行っている。

現状・課題

3. 保険給付の対象となる種目の範囲

福祉用具は、その外延が極めて広いことから、「福祉用具の範囲の考え方について」（平成10年8月24日医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料）を考慮しつつ、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において議論を行い、給付を行うことが適当と判断されたものに限り保険給付の対象種目としている。

これまで対象種目については、平成18年度に、要支援1から要介護1の高齢者の状態を踏まえ、利用が想定されにくい車いす、特殊寝台等の8種目を原則保険給付の対象外とする見直しを行ったが、一定の場合には保険給付の対象となるよう、平成19年度に再度見直しを行ったところである。

一方で、「価格が比較的安価で、軽度者の利用が多く、結果的に長期間の利用となる福祉用具種目（歩行補助つえ等）」が存在することから、平成23年5月19日の福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会において、こうした福祉用具種目は「貸与から販売の移行」または「貸与と購入の選択制」を導入してはどうかとの意見があった。なお、その際には「専門職の関与と適切なアセスメント・マネジメントが担保される仕組みの確立と合わせて実施する必要がある」とされている。

4. 福祉用具の適切な利用の促進

福祉用具の利用に当たっては、介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランに記載するだけでなく、福祉用具専門相談員が専門的知識に基づき利用者又はその家族に助言をしながら利用開始時に適切なアセスメントを行うとともに、利用者の状態を考慮した定期的なマネジメントを適切に行い、利用すべき福祉用具が決定される必要がある。

現状・課題

この点について、平成24年度より、福祉用具専門相談員に対し、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画の策定を義務化した。また、計画に基づき、目録等の文書を示し、福祉用具の機能、使用方法、利用料等の情報を提供し、利用者の同意を得ることとしている。

一方で、平成25年12月20日の「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会報告書）において、「更なる専門性向上等の観点から、福祉用具貸与事業所に配置されている福祉用具専門相談員の一部について、より専門的知識及び経験を有する者の配置を促進していくことについて検討する必要がある」と指摘されたところである。

これを踏まえ、平成27年度より、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラムの見直しや自己研鑽の努力義務化を行ったところである。

なお、一部の自治体においては、サービス担当者会議のみならず、第三者的視点を有する地域ケア会議で専門家を交えて議論することにより、利用者にとって適切な福祉用具の利用につなげているところもある。

5. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売における利用者負担

利用者負担については、他のサービスと同様、1割負担（一定所得以上の者は2割負担）となっている。

現状・課題

1. 住宅改修についての基本的考え方

住宅改修は、段差の解消や手すりの設置などを通じて、高齢者の自立を支援する役割を担っている。

2. 住宅改修の工事価格・適切な利用の促進

市町村は、居宅要介護被保険者等が住宅改修を行ったときは、当該居宅要介護被保険者等に対し、支給限度基準額である20万円を上限に、居宅介護住宅改修費を支給することとしている。住宅改修に係る工事価格の設定は、住宅改修を行う事業者の裁量による。

しかしながら、平成24年度に実施したアンケート調査によると、約6割の保険者が「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」と回答している。

また、住宅改修費は償還払いのため、国保連合会に給付データの蓄積がないなど、工事価格等の取引実態の把握が進んでいない状況にある。

施工水準については、平成25年12月20日の「介護保険制度の見直しに関する意見」（社会保障審議会介護保険部会報告書）において、「住宅改修の専門家の育成と活用について推進が必要である」との意見があった。

住宅改修について

現状・課題

これを踏まえ、住宅改修の質の向上に向けた対応として、平成27年3月に住宅改修事業者や関係職種向けのテキストの編集と都道府県を通じた市町村への周知を行ったところである。

なお、一部の自治体においては、サービス担当者会議のみならず、第三者的視点を有する地域ケア会議で専門家を交えて議論することにより、利用者にとって適切な住宅改修の利用につなげているところもある。

3. 住宅改修における利用者負担

住宅改修は、「個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なもの」に限定されている（平成10年8月24日第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料）。

利用者負担については、他のサービスと同様、1割負担（一定所得以上の者は2割負担）となっている。

(経済財政運営と改革の基本方針等における記載内容)

経済財政運営と改革の基本方針2015 (抄) (平成27年 6 月30日閣議決定)

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料負担の上昇等を抑制する。このため、次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改革の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。

経済・財政再生アクション・プログラム (抄) (平成27年12月24日経済財政諮問会議決定)

公的保険給付の範囲や内容について検討した上で適正化し、保険料の上昇等を抑制するため、()次期介護保険制度改革に向け、軽度者に対する生活支援サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行、負担のあり方を含め、関係審議会等において検討し、2016年末までに結論を得て、その結果に基づいて必要な措置を講ずる (法改正を要するものに係る2017年通常国会への法案提出を含む)。

経済財政運営と改革の基本方針2016 (抄) (平成28年 6 月 2 日閣議決定)

社会保障分野においては、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指し、「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等に係る44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。

共通事項（福祉用具貸与・特定福祉用具販売、住宅改修）

利用者が適切なアセスメントとケアプランに基づき福祉用具や住宅改修を利用できるよう、サービス担当者会議のみならず、地域ケア会議の活用を含め、どのような方法が考えられるか。

福祉用具や住宅改修が、利用者の自立支援、状態の悪化の防止、介護者の負担軽減等の役割を果たしていることを考慮した上で、利用者負担のあり方についてどのように考えるか。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の価格について、極端な価格差が可能な限り生じないようにするとともに、利用者が適切な価格の福祉用具を選択できるようにするためには、どのような仕組みが考えられるか。

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の対象種目について、それぞれの種目の特性や利用実態等を踏まえて、どのように考えるか。

住宅改修

住宅改修の工事価格等取引実態を把握するために、どのような仕組みが考えられるか。また、工事価格や施工水準のばらつきを抑え、利用者が適切な改修を受けるためには、どのような仕組みが考えられるか。